

# 岐阜県小水力発電による環境保全推進事業実施要領

平成29年3月15日付け 農整第878号  
一部改正 平成31年3月11日付け 農整第1039号  
一部改正 平成31年4月26日付け 農整第424号

## 第1 趣旨

CO<sub>2</sub>削減・地球温暖化防止の観点、また東日本大震災の影響から、自然循環による再生可能エネルギーの活用に大きな関心が寄せられている。本県は豊かな水資源があるものの、活用にあたっては発電施設の投資に多額の費用と時間を要するなど課題も多い。比較的小規模な小水力発電は建設時の環境負荷が小さく、環境保全への寄与を図ることができるという利点はあるが、普及・啓発は進んでいない状況である。

このため、市町村や地域団体等が、身近な水路等に水力発電施設を設置又は、既存の小水力発電施設（以下 既存施設）を活用し、環境保全活動を実施することを通じ、環境負荷の低い再生可能エネルギーシステムの普及・啓発を図る取組みについて支援を行う。

## 第2 事業の実施

小水力発電による環境保全推進事業の実施については、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

## 第3 事業の内容

次の1及び2のいずれか一方の型とし、1団体につき1箇所とする。なお、設置等した小水力発電施設を活用し環境保全学習を年1回以上開催するものとする。

### 1 環境教育推進型

0.1kW 程度の小水力発電施設を設置又は、既存施設を活用し、発電した電力を環境保全学習に活用する設備の電源等に使用する。

なお、必要に応じて、環境保全学習に活用する設備を設置することができる。

### 2 環境保全提案型

0.1kW 以上の小水力発電施設を設置又は、既存施設を活用し、発電した電力は地域の環境保全に資する活動に必要な施設の電源に使用するか、売電収益を環境保全活動に活用する。

ただし、売電収益が環境保全活動に要する費用を上回る場合においては、その差額に補助対象経費に占める県の補助割合を乗じた額を県に納付するものとする。なお、納付の期間は補助金の交付を受けた年度を含む9年間とする。

## 第4 実施要件

事業の実施に当たっては、以下の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 事業の実施場所は、県内の小河川、公園等の親水水路、地域用水等他目的にも利用されている農業水利施設（専用の幹線水路を除く）等、地域の身近な水路とし、原則として年間を通して通水していること。
- (2) 実施する事業が、他の補助金又は交付金の対象とならないこと。
- (3) 事業の実施にあたり、実施しようとする場所の土地や施設の所有者、管理者等から、使用等について権限を有する者の許可又は同意等が確実に見込まれること。
- (4) 地域住民、小学校等に対して、設置した小水力発電施設を利用して、環境保全学習を年1回以上、補助金の交付を受けた年度を含む5年以上継続して開催すること。
- (5) 環境保全提案型については、提案した地域の環境保全に資する活動を当該年度を含む5年以上

の継続が確実に実施されること。

(6) 事業主体は、事業の実施にあたり、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業である旨を表示するとともに、参加者又は事業の実施場所周辺の住民等に対して周知に努めるものとする。

(7) 小水力発電施設の設置等に要する整備期間は単年度とすること。

## 第5 補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次のとおりとする。

### 1 環境教育推進型

0.1kW 程度の簡易な小水力発電施設及び必要に応じた電力利用施設の設置又は、改修等に要する原材料費、工事請負費、及び事業実施に必要な事務費。

### 2 環境保全提案型

0.1kW 以上の小水力発電施設の設置又は、改修等に要する原材料費、工事請負費、及び事業実施に必要な事務費。電力利用施設の設置及び改修費用は対象外とする。

## 第6 補助率

### 1 環境教育推進型

補助率：定額

上限は1団体1,000千円とする。

### 2 環境保全提案型

補助率：定額

1.0kW までは1,000千円に0.1kW ごと100千円加算した額。1.0kW 以上は0.1kW ごと200千円加算した額。上限は1団体10,000千円とする。

ただし、補助対象経費が補助額を下回る場合は、補助対象経費の範囲内の額とする。

なお、出力は発電機の出力とし、値は小数点以下第2位を切り捨て、小数点以下第1位止めとする。

## 第7 実施方法

県が別に定める募集要領（以下「募集要領」という。）により実施計画を公募し、別に定める選定要領に規定する評価会議（以下「評価会議」という。）にて評価し、選定した事業主体に対して費用を補助する。

## 第8 事業主体

事業主体は市町村、地域団体等とする。地域団体等とは、県内に事務所又は事業所を有し活動拠点を置く以下の団体とする。

(1) 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業法人。

(2) 環境保全事業を行う特定非営利活動法人。

(3) ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない任意団体。

(4) 地域住民が中心となって、環境保全活動等を行う任意団体。

任意団体については、以下の要件を具有しているものとする。

- ・団体の代表者、役員、構成員、事務局、代表者の代表権の範囲が定められていること。
- ・団体の意思決定方法が定められていること。
- ・団体の事務及び会計処理の方法が定められていること。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団と密接な関係にある団体は事業主体となれない。

## 第9 事業の応募

事業を実施しようとする団体は、募集要領により、応募申請書（様式第1号）、実施計画書（様式第2号）、活動を実施する場所の市町村の同意書（様式第3号）及びその他必要な書類を添付して、事業の実施場所を所管する農林事務所長（以下「所長」という。）を経由し知事に提出する。

## 第10 事業の評価、選考

- 1 実施計画書の評価は、評価会議が行う。
- 2 知事は評価会議の評価結果に基づき、予算の範囲内において事業を選考し、その結果を選考結果通知書（様式第4号）により、所長を経由して通知するとともに、選考結果について公表するものとする。

## 第11 補助金の交付申請

- 1 事業主体は、要綱第4条の規定に基づく補助金交付申請書を、所長に提出するものとする。
- 2 要綱別表第1の交付申請書添付書類の欄に定める「岐阜県小水力発電による環境保全推進事業実施要領に定める書類」は、実施計画書（様式第2号）とする。
- 3 所長は、第1項の規定による補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知する。
- 4 事業の着手は、補助金の交付決定を受けた後でなければならない。

## 第12 事業計画の変更

- 1 事業主体は、補助金交付決定通知書を受けた後に、年度途中において要綱別表第2に掲げる変更を行うときは、要綱第5条第4項に規定する承認申請書に次の書類を添付し、所長を経由し知事に申請しなければならない。
  - (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの
  - (2) 補助金交付決定通知書の写し
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 要綱別表第2の事業の内容の変更欄に掲げるその他この要領に定める変更は、次のとおりとする。
  - (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く）
  - (2) 補助金の額の増額変更
- 3 知事は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、計画変更承認通知書（様式第6号）により所長を経由し通知する。

## 第13 補助金の変更交付申請

- 1 事業主体は、補助金交付決定通知書を受けた後に、補助金の額に変更が生じたときは、速やかに、補助金変更交付申請書（様式第7号）に次の書類を添付し、所長に申請しなければならない。
  - (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの
  - (2) 補助金交付決定通知書の写し
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により通知する。

## 第14 実績報告

- 1 事業主体は、要綱第8条の規定による実績報告書を作成し、所長に提出するものとする。
- 2 要綱別表第1の実績報告書添付書類の欄に定める「岐阜県小水力発電による環境保全推進事業実施要領に定める書類」は、実施実績書（様式第9号）とする。
- 3 所長は、第1項の規定による実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、補助金額確定通知書（様式第10号）により通知する。

#### 第15 補助金の概算払

事業主体は、要綱第9条第3項の規定により、概算払による補助金の交付を受けるときは、同項の規定による請求書を作成し、所長に提出するものとする。その額は、交付決定を受けた補助金の額（変更交付決定を受けた場合は、変更後の額）の40パーセントに相当する額（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）以内とする。

なお、添付書類は補助金請求内訳書（様式第11号）とする。

#### 第16 活動実績報告

- 1 事業主体は、補助金の交付を受けた翌年から4年間は、事業主体が責任を持って施設を管理し、当該年度の取り組みの状況を記載した活動実績報告書（様式第12号）を所長に提出するものとする。
- 2 活動計画が達成されていない事業主体は、その要因及び達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を作成し、所長に提出するものとする。改善計画書の提出を受けた所長は、当該事業主体に対して計画達成に向けた指導等の措置を講じ、知事へ報告するものとする。
- 3 活動実績報告書及び改善計画書の提出期限は、各事業年度が終了した日から60日以内とする。

#### 第17 事業の検査

- 1 事業の実施において、事業の実施状況その他の検査を行う必要があるときは、所長が指定する職員（以下「検査員」という。）により行うものとする。
- 2 検査員は、前項の検査を行ったときは、検査確認書（様式第13号）により、報告するものとする。

#### 第18 その他

- 1 知事は、事業計画の承認にあたり、必要に応じて現地の調査等を実施する。
- 2 知事は、事業の推進上必要と認める場合には、事業主体に対し報告を求めることができる。
- 3 知事は、事業実績報告の内容の全部又は一部を公表することがある。
- 4 岐阜県補助金等補助金交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第二十一条に定める財産の処分制限の期間については、補助金の交付を受けた翌年から、環境教育推進型は4年間、環境保全提案型は8年間とする。
- 5 事業により設置した施設の維持管理費、修繕費等は、各年度の売電収益の30パーセント以内の額を充てることができる（積み立て可能）。ただし、突発事故等により多額の修繕費が必要となる場合は、所長と協議するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成29年度予算に係るものから適用する。

#### 附 則 [一部改正 平成31年3月11日付け 農整第1039号]

この要領は、平成31年度予算に係るものから適用する。

なお、この要領第4、第16及び第18については、平成29年度及び平成30年度予算に係る事業についても適用する。

#### 附 則 [一部改正 平成31年4月26日付け 農整第424号]

この要領は、令和元年5月1日から適用する。